

優秀人材
確保の
チャンス

移住支援金の対象となる求人募集中!

求人情報を和歌山県が運営するマッチングサイトに掲載します。(掲載無料)

対象法人のメリット

- ◆東京圏でスキルを磨いた人材を獲得しやすくなります。
 - ◆国内大手の求人検索サービス〔スタンバイ、バイトルNEXT(ふるさと求人、求人ボックス)〕に無料で掲載されることから、法人の露出度が高まり、東京圏からの移住者以外の求職者へも周知が図られます。
 - ◆移住支援金を受給する移住者(中途採用)を採用した場合、その採用活動に要した経費について、国の助成金を受けることができます。
- ※詳しくは、厚生労働省HP「中途採用等支援助成金(Uターンコース)」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html



移住支援事業について

移住支援金支給額

単身移住 | **60万円** | 世帯移住 | **100万円** | 18歳未満帯同 | 1人につき **100万円加算**

移住支援金対象者の主な条件

- 1.東京23区在住者又は東京23区への通勤者
(移住直前の10年間のうち5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上)
※通勤者…東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京23区に通勤していた方。
※東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業に就職した者については、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。

- 2.和歌山県内に移住した方

- 3.ウェブサイト「はたらコードわかやま」に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方

※申請時において連続3か月以上在籍している必要があります。

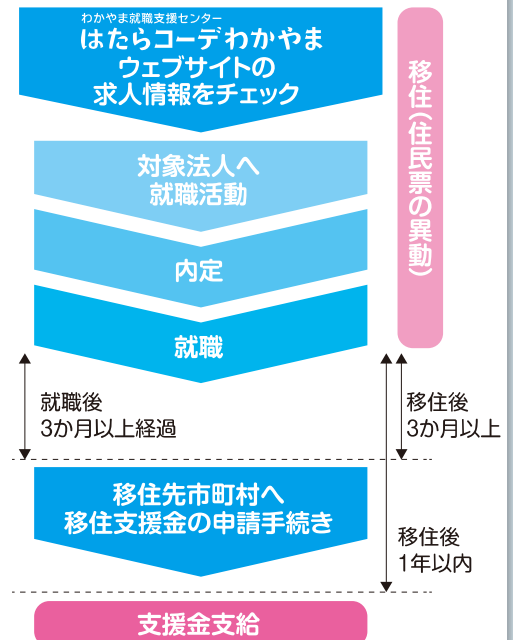
申請について

- ◆申請先は移住先の市町村です。
- ◆申請書類の様式は、各市町村の担当課室にお問い合わせください。

返還制度

- ◆申請から5年以内の移住支援金を受給した市町村から転出した場合
- ◆申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞職した場合 等

移住支援金支給までの流れ



Uターンによる経験者雇用支援補助金

地域における中核となる企業の育成・支援を行うため、和歌山県内に事業所等を有する中小企業者が行うUターンによる経験者の雇用(※)に係る費用の一部を補助します。

※事業者と経験者の双方が、就業の可否を判断するための3か月以内の期間の雇用又は正規雇用後の3か月以内の試用期間における雇用をいいます。



URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/keikenshakoyou.html>

移住支援金対象法人・求人の要件

対象法人(次の全てを満たすこと)

- 1 UIターン転職希望者、結婚や出産等で離職した女性、定年退職された方などの再就職を促進する和歌山県独自の取組「和歌山県就活サイクルプロジェクト」の参画企業であること。
- 2 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- 3 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。
- 4 以下のいずれかに該当する法人(みなし大企業)でないこと。ただし、3の要件に該当する法人については、以下の判定に当たり、資本金10億円以上の法人として考慮しないこととする。
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- 5 本社所在地が東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。)のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む政令指定都市以外の市町村をいう。)以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)でないこと。
- 6 雇用保険の適用事業主であること。
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 8 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

求人要件(次の全てを満たすこと)

- 1 週20時間以上の無期雇用契約。
- 2 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用。
- 3 和歌山県が運営するウェブサイト「はたらコーデわかやま」に掲載された求人である。

移住支援金
対象法人の登録方法

登録申請書をはたらコーデわかやま(県委託業者)へ提出(FAX・メール)

FAX:073-424-0230

Mail:info@hataracoorde.com

<登録申請書のダウンロードはこちらから>

URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/matching.html>



わかやま就職支援センター

はたらコーデわかやま

〒640-8033 和歌山市本町1-22Wajima本町ビル3階(紀陽銀行本店向かい)

TEL.073-421-8080

受付時間/9:30~18:00 休館日/毎週火曜日・祝日・年末年始